

現行制度の概要について

1. バリアフリー法(建築物分野に限る)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「特別支援学校」、「ホテル又は旅館」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

注：条例により、面積要件の引下げ可

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

(例) ・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車いす使用者用のトイレがひとつはある など

※出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

注：条例により、必要な事項の付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。(※義務づけの対象ではない)

(例) ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】 (建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

2. ホテル又は旅館の客室に係る現行基準の概要

○ 車いす使用者用客室の設置数に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
車いす使用者用客室の設置数	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数50以上:1以上 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数200以下 :客室総数の1/50(2%)以上 客室総数200超 :客室総数の1/100(1%)+2以上

○ 車いす使用者用客室の構造に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
便所 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 便所内に以下を満たす車いす使用者用便房を設けること <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
浴室又はシャワー室 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用することができる構造(以下の構造)であること <ul style="list-style-type: none"> 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口と同様 	

※1: 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。

※2: 当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(車いす使用者用浴室等が設けられ、出入口基準を満たすもの)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。

3. バリアフリー法第14条に基づく条例制定の状況 2016年12月時点

・ バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20(2016.12時点)

○ 条例による、ホテル又は旅館(特別特定建築物)の義務付け対象規模の設定状況

(一: バリアフリー法施行令と同規模(床面積の合計2,000㎡以上))

自治体名	床面積の合計	自治体	床面積の合計	自治体	床面積の合計
岩手県	—	横浜市	1,000㎡以上	大阪府	1,000㎡以上
山形県	—	川崎市	1,000㎡以上	兵庫県	100㎡以上
埼玉県	200㎡以上	石川県	1,000㎡以上	鳥取県	※下表参照
東京都	1,000㎡以上	長野県	—	徳島県	—
世田谷区	1,000㎡以上	高山市	1,000㎡以上	大分県	—
練馬区	1,000㎡以上	京都府	1,000㎡以上	熊本県	—
神奈川県	1,000㎡以上	京都市	1,000㎡以上		

○ 条例による、ホテル又は旅館の車いす利用者用客室の設置数に係る基準の付加状況

	ホテル又は旅館の義務付け対象規模の設定状況	車いす利用者用客室の設置数に係る基準
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計: 1,000㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数50以上 : 1以上 客室総数100超 : 2以上
高山市	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計: 1,000㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数200以下 : 1/50(2%)以上 客室総数200超 : 1/100(1%) + 2以上
鳥取県 ※	<ul style="list-style-type: none"> 玄関及び敷地内通路の基準: 全て エレベーターの基準: 床面積の合計1,000㎡以上 その他の基準: 客室総数10以上、かつ床面積の合計200㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数25以上200以下 : 1/50(2%)以上 客室総数200超 : 1/100(1%) + 2以上